

危機管理・コンプライアンス
Crisis Management/Compliance

Newsletter

〈2019年12月号〉

目次

動き出したIRビジネス～参入上の留意点～ …… P.1～4

小野 洋一郎 / 小田 勇一

贈答・接待とコンプライアンス …… P.5～8

佐藤 俊 / 外山 信之介

動き出したIRビジネス ～参入上の留意点～

小野 洋一郎

Yoichiro Ono

[PROFILEはこちら](#)



小田 勇一

Yuichi Oda

[PROFILEはこちら](#)



1 はじめに

平成30年7月20日、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」又は「法」といいます。）が成立し（同月27日公布）、カジノを含む統合型リゾート（IR）事業が日本において現実のものとなりました。平成31年3月29日には、中核施設の基準等を定める特定複合観光施設区域整備法施行令が公布されたほか、令和元年9月、国土交通省観光庁から「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」（以下「基本方針」といいます。）が公表され

*1、日本のIR事業の全体像が示されました。

令和元年9月に国土交通省が実施したIR意向調査に対し、IR

設置の意向又は検討中と回答した自治体は、北海道、千葉市、東京都、横浜市、名古屋市、大阪府・市、和歌山県及び長崎県の8つであり、今後最大3つのIR区域が認定されることになります。

来年（令和2年）1月頃、基本方針が決定されると、各自治体による実施方針の策定・公表、IR事業者（法10条2項の認定設置運営事業者をいいます。以下同じ。）*2の公募・選定、区域整備計画の申請・認定等を経て、令和6～7年頃に最初のIRが開業される見通しです（手続の詳細につきましては、小野洋一郎＝小田勇一「日本版IR（統合型リゾート）事業がついにスタート」ビジネスロー・ジャーナル2018年9月号54頁を御参照ください）。

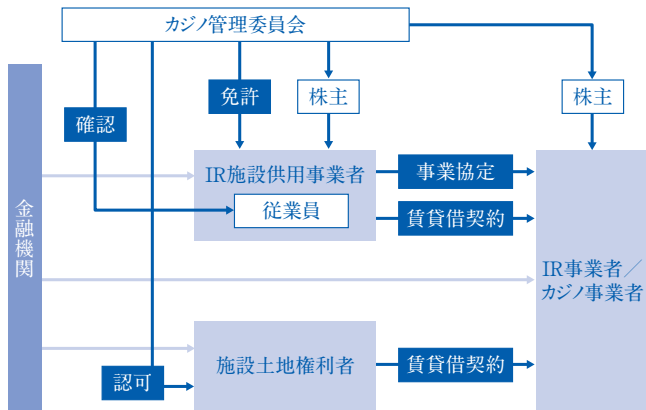
本ニューズレターでは、IR事業に関連する関係当事者の視点か

*1：https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000197.html

*2：IR整備法上、IR事業者自らがカジノ事業を営む必要があるため、IR事業者が同時にカジノ事業者となります（法39条）。以下、便宜上、IR事業者（カジノ事業者）とは記載せず、単にIR事業者と記載します。

本ニューズレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニューズレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニューズレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニューズレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

IR施設及び土地の関連図



ら、IR事業に対する規制に係る留意点を御紹介したいと思います。

2 IR事業者の株主

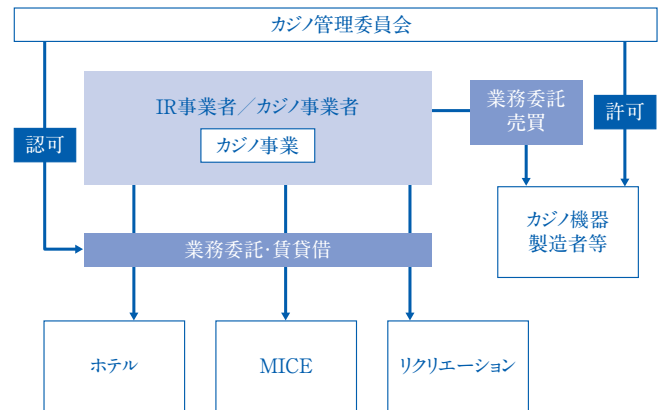
IR事業者は、IR施設(法2条1項に規定する特定複合観光施設をいいます。以下同じ。)の設置・運営事業以外の事業を営むことを禁止されており、IR事業に専念することが求められています(法18条)。また、IR事業の開始及び運営には多額の資金が必要であり、かつ、日本において初めてのIR事業となりますので、その運営に必要な人的資源・ノウハウ等は多岐に及びます。そのため、IR事業者については、複数の事業者が出資してSPC(Special Purpose Company)を組成し、当該SPCが、Joint Venture(合弁会社。以下「JV」といいます。)の法形式でIR施設を一体として設置・運営することが予定されています。

IR整備法では、IR事業者たるSPC自体に対して諸々の規制が課せられていますが、IR事業に関与する者すべてに対して反社会的勢力を排除し事業運営に関して廉潔性を確保し、地域住民をはじめとする国民全員に受け入れられるために、実際にIR事業を行うSPCのみならず、その出資者である株主に対しても規制を行っています。但し、すべての株主に一律の規制を課すことは妥当ではなく、IR整備法は、IR事業者又はIR事業の運営に一定の影響力を及ぼすことができると想定される割合の議決権等を有している株主を対象としており、IR事業者の5%以上の議決権等を保有している者に対して「主要株主」として以下のような規制を行っています。

具体的には、主要株主となるためには、カジノ管理委員会^{※3}の認

※3: カジノ管理委員会は令和2年1月7日に設定される予定である(令和元年10月18日付け日本経済新聞・電子版)。

IR事業の受託者等の関連図



が必要になっています。認可の要件としては、①主要株主が十分な社会的信用を有する者であること、②主要株主の役員が十分な社会的信用を有する者であること、③一定の犯歴がないこと、等が求められています(法58条1項及び法60条)。そのため、主要株主たる企業において、経営方針の変更、財務上の理由、合併・会社分割等の組織再編により任意にIR事業者たるSPCの持分を譲渡したい場合や、倒産等やJV契約(合弁契約)の違反等同契約上の規定に基づき強制的に持分の譲渡を求められるようなケースが発生した場合、主要株主及びその役員の住所・氏名、一定の犯歴等がないことの誓約書、定款、及び登記事項証明書等の関係書類を添付のうえ、カジノ管理委員会へ事前に認可の取得を行う必要があります(法59条)。上記のとおり、IR事業者の株主になる場合、カジノ管理委員会の認可が必要ですので、JV契約においては、持分譲渡の手続や譲渡先の選定に関しては通常のJV契約以上に詳細な手当てが必要になるものと思われます。なお、かかる認可を取得せずに主要株主になった場合には60日以内に株式を売却しなければいけません(法58条4項)。

また、主要株主の役員を変更する際もカジノ管理委員会の承認が必要となっています(法61条1項)。

カジノ事業者たるIR事業者の株式に対しては譲渡制限等を付する必要があります(法64条1項)、共同して事業を営むことを前提としたJVの場合、予期せぬ第三者による合弁事業への参入を防ぐべく譲渡制限を付することは通常でしょうからこの点については一般的なJV契約と異なることはあまりないものと思います。

3 IR施設及び底地を賃貸する場合

(1) IR施設を賃貸する事業者

IR事業者自身がIR事業を行う必要があることは上記のとおりですが、IR施設自体を所有することは必須とはされておらず、IR施設を別の事業体や企業から賃借等することも認められています。但し、IR施設を賃借等する場合、当該施設の賃貸人等についてもIR事業に密接に関係を有することになることから、当該賃貸人等はIR施設供用事業者として規制を受けることになります。

まず、IR施設供用事業者もIR事業者と同様にIR施設供用事業のみ営むことが求められていますので(法18条2項)、IR事業者と同様に複数の事業者が出資してSPCを組成し、当該SPCが、JVの法形式でIR施設を所有するか、一事業体として施設を賃貸する場合には、IR施設を所有し賃貸を行うためだけの子会社をIR施設供用事業者として作ることを考えます。

また、IR施設供用事業者の会計処理についても規制がなされており、カジノ施設(法2条10項に規定するカジノ施設をいいます。以下同じ。)及び事業施設ごとに区分して会計処理を行う必要があります(法28条3項)。

また、IR事業者とIR施設供用事業者の間で締結する賃貸借契約上、賃料については、カジノ事業の収益に連動させるような形をとることは認められていません(法94条1号)。これはカジノ事業の収益と賃料を連動させるような仕組みをとると、本来カジノ事業についてはカジノ事業者(IR事業者)のみがカジノ事業を運営し収益を上げることが認められているにもかかわらず、疑似的にIR施設供用事業者がカジノ事業を運営しその果実たる収益を受領するような仕組みを認めることになりかねないためです。但し、これはあくまでカジノ事業に基づく収益と連動させることを禁止しているにすぎませんので、例えば、IR施設の一部であるホテルの賃料についてホテル事業に基づく収益と連動させることや、アミューズメント施設の入場者数に応じた段階的な賃料を設定することは禁止されていないものと思われます。

また、IR事業の一体性確保の観点からIR施設供用事業者はIR事業者との間で事業協定を締結する義務があり、かかる協定に従ってIR事業及びカジノ施設を含めたIR施設の運用は行われることとなります。

(2) IR施設のうちカジノ施設を賃貸する事業者

上記のとおり、IR施設供用事業者は、IR施設の賃貸に関して諸々の規制を受けていますが、これに加え、IR施設のうちカジノ施設を賃貸する場合にはさらに厳しい規制を受けることになります。具体的には、IR施設供用事業者がカジノ施設を賃貸する場合には、カジノ施設供用事業者としてカジノ管理委員会の免許が必要になります(法124条)。かかる免許の有効期間は3年となっています(法127条)。免許を受けるための要件としては、①カジノ施設供用事業者及びその役員に十分な社会的信用があることに加えて、②カジノ施設供用事業者に対して出資、融資及びその他取引等を通じて支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であることも必要であり、③カジノ施設供用事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ施設供用事業に係る収支の見込みが良好であること、④一定の犯歴等がないことなどが求められています。

また、カジノ施設供用事業者が契約を締結する相手方に対しても、上記と同様の要件を備えていることが求められていますし、契約の対価についてカジノ事業の収益に連動させるような形をとることは認められていません。さらに、カジノ施設供用業務に係る契約、業務委託契約、資金調達に関する契約等を締結、更新及び変更する際には、カジノ管理委員会の認可を受けなければなりません(法133条)。

(3) IR施設の底地を賃貸する事業者

カジノ施設を含めたIR施設を賃貸する場合にはIR施設供用事業者(又はカジノ施設供用事業者)としてIR整備法上の規制を受けることについては上記のとおりですが、IR施設の底地をIR事業者が賃貸等する場合も、認可施設土地権利者としてのカジノ管理委員会の認可を受ける必要があります(法136条1項)。

また、一度カジノ事業者に土地を賃貸した場合、その後当該土地を売却等する場合には、カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が売却先である場合を除き、カジノ管理委員会の認可を受けなければなりません(法136条1項)。なお、かかる認可を取得せずに施設土地に係る権利を取得した場合には60日以内に当該土地を売却しなければいけません(法136条5項)。そのため、認可施設土地権利者

はカジノ事業者等以外の者に対して土地を売却する際には、土地の売買契約の決済までの間に買主にカジノ管理委員会の認可を得る旨の確認をするなど、通常の土地の売買契約に比べて前提条件としてのハードルがあることとなります。

4 カジノ関連機器等製造業等を営む事業者

カジノ関連機器等(法2条17項)の製造業、輸入業、販売業又は修理業(以下「カジノ関連機器等製造業等」といいます。)を行おうとする者は、カジノ管理委員会の許可を得なければならず(法143条1項)、製造業にあつては製造所単位で許可を取得する必要があります(法143条2項)。当該許可の有効期間は3年です(3年ごとの更新制、法146条1項)。また、カジノ関連機器等製造業者等は、一定の従業員に関しカジノ管理委員会による反社チェック等の確認を得る必要があります(法158条)。他方、外国において日本に輸出されるカジノ関連機器等を製造し及びこれを販売する事業(カジノ関連機器等外国製造業)を行おうとする者は、カジノ管理委員会の認定を受ける必要があります(法150条1項)、当該認定の有効期間は3年です(3年ごとの更新制、法150条2項及び146条1項)。

どのような機器がカジノ関連機器等に該当するかは、今後カジノ管理委員会規則で具体化される予定ですが、①カジノ行為の結果に影響を及ぼす機器等(スロットマシン、ルーレット台、カード、サイコロ等)、②カジノ行為の結果に基づく金銭の支払いに影響を及ぼす機器等(チップ、チップ現金交換機等)、③カジノ行為の管理に関する機器等(カジノ管理システム等)が含まれることになると考えられます。このうち、電磁的カジノ関連機器等(スロットマシン等)については型式検定を受け、非電磁的カジノ関連機器等(サイコロ、カード等)については基準適合性等の確認結果の届出が必要となります(法151条及び154条)。

5 カジノ施設以外の施設(会議場、展示場、ホテルやリクリエーション施設等)に係る運営受託業者等

IR事業者は、カジノ業務を委託することは原則禁止されています(法93条)、それ以外の業務を委託したり、また、施設を賃貸することは可能です(法95条)。カジノ施設以外の施設に係る運営受託業者やテナント(賃借人)は、IR事業者と当該契約を締結する際、カジノ管理委員会の許可を得る必要があります(法95条1項)、当該許可を得ない限り契約の効力は生じません(法95条2項)。

カジノ管理委員会は、廉潔性確保の観点から契約審査を行います(法97条1項)。契約審査においては、①運営受託業者等の社会的信用性等(法94条1号イないしニ)、②業務委託料・賃料の算定方法(法94条1号ホ)等が確認されます。①の観点から反社チェックが行われます。②の観点では、カジノ施設以外の施設に係る収益に連動した形で業務委託料・賃料を定めることは可能ですが、カジノ収益に連動した形で業務委託料・賃料は定めることは認められません。

贈答・接待とコンプライアンス

佐藤 俊
Shun Sato

PROFILEはこちら▶

外山 信之介
Shinnosuke Toyama

PROFILEはこちら▶

1 はじめに

昨今、国内外を問わず、公務員が企業の役員や従業員から不正に贈答や接待を受けることによって企業に対し便宜を図っていた事案や、企業の役員や従業員が個人的に多額の贈答や接待を受けていた事案が相次いで判明しています。前者の事案については、公務員のみならず、企業の役員や従業員にも様々な犯罪が成立し得ますし、後者の事案についても、事実関係次第で犯罪が成立し得るほか、レピュテーションの低下を招くこともあります。この度、本稿では、公務員や企業の役員に対する法規制を整理するとともに、企業と公務員間でなされ得る贈答・接待を念頭に置いて、国家公務員倫理法及び同倫理規程(以下、それぞれ「倫理法」「倫理規程」といいます。)の内容に触れるとともに、これらを踏まえて社内規程を策定するに際して留意すべき点を解説します。

2 贈収賄規制について

1 公務員に対する贈収賄に関する規制

(1) 公務員の定義

刑法197条以下に定められている収賄罪は、公務員によって行われた行為に対して成立します。公務員の定義は、刑法7条1項において「国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員」と定められています。なお、「その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員」は、本来的には公務員ではないものの、特別法の定めによって、刑法上は公務員と扱われることになります*1。また、後記2とも関連しますが、刑法上は公務員とはみなされないものの、刑法以外の法律において贈収賄罪の規定が設けられている場合がありますので、注意が必要です。

*1:たとえば、国立大学法人の役職員や、日本銀行の役職員等がこれに該当します。

(2) 成立する罪の種類

刑法上の収賄罪には、以下のとおり、大きく分けて7種類の類型があります。そして、贈賄罪は、以下のいずれかに規定される賄賂を供与、またはその申込みもしくは約束をした者に成立します(刑法198条)。申込みをすれば、実際に賄賂の授受がなくても犯罪が成立してしまう点に注意が必要です。

① 単純収賄罪(刑法197条1項)

公務員が、職務に関して、賄賂を収受、またはその要求もしくは約束をした場合に成立します。

② 受託収賄罪(刑法197条1項)

公務員が、①に該当する行為を、請託(公務員に対して、職務に関する一定の行為を行うことを依頼することをいい、職務行為の正当性の有無は問われません。)を受けて行った場合に成立します。

③ 事前収賄罪(刑法197条2項)

公務員になろうとする者が、その担当職務に関して、請託を受け、賄賂を収受、またはその要求もしくは約束をして、実際に公務員となった場合に成立します。

④ 第三者供賄罪(刑法197条の2)

公務員が、職務に関して、請託を受け、第三者に対して賄賂を供与させ、またはその要求もしくは約束をした場合に成立します。

⑤ 加重収賄罪(刑法197条の3第1項及び第2項)

前記①から④の行為後に、実際に不正な職務行為をした場合または行うべき職務行為をしなかった場合や、不正な職務行為をしたことまたは行うべき職務行為をしなかったことに関して、賄賂を収受、またはその要求もしくは約束をした場合や、第三者に対して賄賂を供与させ、またはその要求もしくは約束をした場合に成立します。

⑥ 事後収賄罪(刑法197条の3第3項)

公務員が在職中に不正の職務行為をしたことまたは行うべき職務行為をしなかったことについて、退職後にこれらに関して賄賂を収受、

またはその要求もしくは約束をした場合に成立します。

⑦ あっせん収賄罪(刑法197条の4)

公務員が請託を受け、他の公務員に不正な職務行為をさせるように、または行うべき職務行為をさせないようにあっせんすること、またはしたことの報酬として、賄賂を收受、またはその要求もしくは約束をした場合に成立します。

また、⑦のあっせん収賄罪とよく比較されるものとして、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(以下「あっせん利得処罰法」といいます。)に規定されている、公職者や国会議員秘書によるあっせん利得罪や、公職者や議員秘書に対する利益供与罪があります。

あっせん利得罪は、国会議員または地方公共団体の議員もしくは長や、国会議員秘書が、国もしくは地方公共団体が締結する契約、国または地方公共団体が50%以上出資している法人が締結する契約、または特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受け、その権限に基づく影響力を行使して、職務行為をさせるように、またはさせないようにあっせんすること、またはしたことの報酬として財産上の利益を收受した場合に成立し、利益供与罪は、これらの財産上の利益を供与した者に対して成立します。

刑法上のあっせん収賄罪との大きな違いとして、あっせん収賄罪は、対象となる公務員の職務行為が不正である場合に成立しますが、あっせん利得処罰法上のあっせん利得罪は、職務行為が不正であるか否かにかかわらず成立し得る点が挙げられます。

(3) 賄賂該当性

賄賂とは「公務員の職務行為に対する対価としての不正な報酬」を意味し、有形・無形を問わず、人の需要や欲望を満たす一切の利益が含まれると考えられています。したがって、金銭や物品の贈答はもちろんのこと、接待、就職のあっせんや情交も賄賂の対象に含まれることになります。

この点に関連して、いわゆる社交儀礼の範囲内といえる程度の贈答が「賄賂」に該当するかという点については議論があり、判例上は、社交儀礼としてなされた贈答でも、職務行為との対価関係が認められる限りにおいては賄賂に該当するという解釈がなされています。したがって、賄賂該当性は、贈答物の金額の多寡のみならず、贈答の経

緯や理由、公務員の職務行為と贈答の関連性といった具体的な事実関係をもとに判断されます。社交儀礼としての贈答のつもりでも、思わぬところで「賄賂」との認定を受けないよう、注意が必要です。

(4) 職務権限

贈収賄罪は、賄賂が公務員の「職務に関」して收受等がなされた場合にはじめて成立します。ここでいう「職務」がどの程度の職務行為を含むかという点に関して、判例上は、賄賂の收受等が、公務員の本来の職務行為に対して行われる場合に限らず、職務と密接に関係する行為に対して行われる場合も含まれると考えられています。また、ここでいう「職務行為」は、公務員が現に担当している事務である必要はなく、一般的な職務権限に属するものであれば該当すると考えられています。たとえば、A課X係に属する公務員については、X係の事務のみならず、A課の他の係に関する事務についても一般的な職務権限に属する職務行為であると考えられます。したがって、A課X係に属する公務員が、A課X係ではなく、A課Y係の事務に関して便宜を図るために賄賂を收受した場合であっても、収賄罪は成立し得ることになります。

2 企業の役員や従業員に対する贈収賄に関する規制

企業の役員や従業員が賄賂を收受した場合でも、企業の役員や従業員は、基本的には公務員ではないため、前記1で述べたような刑法上の罪責は負いません。ただし、企業の取締役、監査役、支配人等に当たる者が、その職務権限に属することに関して、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受、またはその要求もしくは約束をした場合、あるいは、財産上の利益を供与、またはその申込みもしくは約束をした場合には、刑法ではなく、会社法上の贈収賄罪に該当します(会社法967条)。前記1の刑法上の贈収賄罪と異なる点は、「不正の請託」を受けた場合にはじめて成立し得る点です。刑法上の贈収賄罪は、依頼内容の職務が正当であるか否かに関係なく成立し得る一方で、会社法上の贈収賄罪は、「不正」な職務行為に対する依頼があった際にはじめて成立します。もともと、捜査機関が「不正の請託」を立証することは困難であり、実際に立件対象となることは稀です。なお、会社法上の贈収賄罪が成立しなくとも、企業の取締役、監査役、支配人等に当たる者による上記の行為によって会社に損

害が生じた場合には、特別背任罪(会社法960条)が成立し、企業の従業員についても、自らまたは第三者の利益を目的とする上記の行為によって会社に損害が生じた場合には、業務上横領罪(刑法253条)や背任罪(刑法247条)が成立する可能性があります。

以上のとおり、企業の役員や従業員に対する贈収賄に関しても一定の法的規制が存在しますので、ご注意ください。

3 国家公務員倫理法及び同倫理規程について

1 概要

倫理法及び倫理規程は、国家公務員の職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為を防止し、公務に対する国民の信頼を確保する目的の下に制定されたものですが、いずれも国家公務員に対する規制であり、企業や民間人を直接規制するものではありません。しかし、企業の役員や従業員の立場からも、取引等の相手方の担当者となる国家公務員の違反行為を助長することは望ましくなく、仮に違反行為が発覚した場合には、企業と担当官公庁等との関係性が阻害されるおそれもあります。また、後記のとおり、社内規程において贈答・接待の金額基準を設定するに際して、倫理規程を参考にした定めを置く企業も見受けられます。このような観点から、直接規制対象ではない企業としても、倫理法及び倫理規程の基本的な内容を把握することは重要といえます。なお、これらの適用対象は国家公務員に限られ、地方公務員等には直接の適用はありませんが、各地方公共団体において同様の規程・規則が定められている例は多くあります。

以下では、倫理法の規定を受けて具体的な行為に関する規制を定めた倫理規程のうち、贈答・接待に関する定めについて解説します。

2 贈答・接待に関する定め

(1) 利害関係者との間での禁止行為

倫理規程では、国家公務員による禁止行為について、利害関係者に対する行為と、利害関係者以外の者に対する行為を分ける形で定めが置かれています。国家公務員にとっての「利害関係者」とは、当該国家公務員の事務の内容によって異なりますが、おおむね

以下の表のとよりの対応関係となっています。

| 公務員の事務 | 利害関係者 |
|------------|------------------------------------|
| 許認可等 | 当該許認可等を受けている事業者等 |
| 補助金等 | 当該補助金等の交付を受けている事業者等 |
| 立入検査、監査、監察 | 当該立入検査等を受けている事業者等 |
| 不利益処分 | 当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等 |
| 行政指導 | 当該行政指導により現に作為・不作為を求められている事業者等 |
| 省庁の所掌事務 | 各省庁の所掌する事務の発達、改善及び調整に関する事務に関する事業者等 |
| 契約 | 当該契約を行っている事業者等 |

利害関係者との間では、金銭、物品または不動産の贈与(菓子折りや饞別等の贈答、祝儀や香典の收受も含まれます。)、金銭の貸付、無償による物品または不動産の貸付、無償による役務の提供(ハイヤー送迎等を含みます。)、未公開株式の提供、供応接待を受けること、共に遊戯またはゴルフをすること、共に私的な旅行をすること等が禁止行為に該当します。遊戯またはゴルフについては、当該国家公務員が自分のプレイフイー等を自己負担していたとしても、違反になりますので注意が必要です。

もともと、禁止行為の例外として、国家公務員が、広く一般に配布するための宣伝用物品または記念品の贈答を受けたり、多数の者(20人程度以上とされています。)が出席する立食パーティーにおいて記念品の贈与を受けたり、飲食物の提供を受けること、職務として出席した会議等の会合において茶菓や簡素な飲食物^{※2}の提供を受けることは認められています。

(2) 利害関係者以外の者との間での禁止行為

利害関係者以外の者との間では、供応接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けることに加えて、自ら購入した物品の対価等を、その場に居合わせなかった事業者等の負担として支払わせるような、

※2:国家公務員倫理規程事例集によれば、簡素な飲食物とは、「一般的には2,000~3,000円の箱弁程度までを想定しているが、職員以外の出席者の顔ぶれ、会議の会場等の事情によっては、個別に判断する余地もある。」とされています。

本ニュースターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いわゆるつけ回しを行うことが禁止されています。

(3) 報告または事前届出を要する行為

国家公務員のうち一定の役職以上にある者や、一定の行為を行った者は、所定の内容について報告したり、事前に届け出る必要があります。たとえば、本省課長補佐級以上の職員が、自己の飲食に要する費用や贈与を受けた額が5,000円を超える場合、各省各庁の長等に報告が必要とされています。このうち、当該価額が1件につき2万円を超える部分については、報告書が一般に公開されることとなります。また、利害関係者との飲食の際に、国家公務員が自らの飲食に要する費用を自己負担する場合や、利害関係者以外の第三者が負担する場合で、自らの飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官への事前届出が必要とされています。

4 社内規程の整備について

企業による贈賄行為や、贈賄に至らないまでもレピュテーションを低下させるような事態を防止するためには、これまで述べた贈収賄や贈答・接待に関する規制を踏まえた上で、社内規程等の一定のルールを策定することにより、役員や従業員に対して禁止行為を適切に周知させるとともに、禁止行為該当性の判断が難しい行為に関しては、法務部やコンプライアンス担当部署による事前決裁等の手続を経る等の社内体制を整備することが重要で、昨今、このような動きをする企業は少なくありません。

社内規程においては、当該社内規程の対象とする場面（贈答等を提供する場合なのか、受ける場合なのか。提供する場合においては、公務員への提供なのか、私人への提供なのか）を区別し、公務員への提供の場面に関しては、対象とする公務員の範囲を明確にすることが望ましいといえるでしょう。本稿では国内公務員に対する贈賄規制についてのみ触れましたが、外国公務員に対する贈賄行為については、日本国内及び諸外国における別途の法規制が存在するため、これらを念頭に置いた社内規程を定める必要があります。したがって、社内規程が、国内公務員に対する行為のみを対象とするか、外国公務員に対する行為も対象とするかについては明示すべきところです。

その他にも、「贈賄」の具体的な意味内容や具体的な禁止行為を定めることや、公務員以外の者に対する贈答・接待について一律に禁止はしないものの、不正の請託をしてはならないことや、実質的に背任等に加担することになるような贈答等を禁止するほか、許容範囲となる金額基準を設けたり、所定の決済手続を要する旨を定めたりすることも考えられるでしょう。この金額基準を定めるにあたっては、前記でも触れたような、倫理規程上の金額基準も参考になるかと思われます。さらに、従業員が判断に迷った場合や、取引の相手方から一定の財産上の要求をされた場合に対応できる相談窓口を設けることも検討いただければと思います。

他方で、自社の役員や従業員が贈答・接待を受ける側になる場合には、不正の請託を受けることや、背任等に該当する行為を禁止するほか、レピュテーション維持の観点から、こちらについても、一定の金額基準を設けたり、企業への報告義務を課すといったことも考えられるかと思われます。

企業により、贈答・接待の必要性や相手方の属性（公務員か私人か）、頻度等が相応に異なり得るところですので、自社の円滑な営業活動を阻害しないという視点も持ちつつ、犯罪行為やレピュテーション上問題になり得る行為に歯止めをかけるような規程が望ましいといえるでしょう。

5 終わりに

以上に概観したとおり、企業及びその役員や従業員による贈賄行為や不適切な行為が生じないよう、常日頃から、贈収賄に関する法的規制や、企業における贈答・接待にまつわる法的規制等を正確に把握した上で、社内規程の策定及びその適切な運用を通じたリスクマネジメントを実施することが重要といえます。

以上